

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律
要綱

第一 題名に関する事項

法律の題名を東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律に改めること。（題名関係）

第二 趣旨に関する事項

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起すことができる期間の特例を定めるものとする。こと。（第一条関係）

第三 地方債の特例に関する事項

平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起すことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「十年間」とあるのは、「十五年度（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第

二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、二十年度」とすること。（第二条関係）

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）